

医療法人社団 石鎚会

介護老人保健施設やすらぎ苑



〒610-0315

京都府京田辺市同志社山手二丁目2番

電話 0774-62-7722

FAX 0774-64-2821

基本理念

心のふれあいを大切に、思いを尽くし、
力を尽くして、安心とやすらぎを提供します

●介護老人保健施設とは

- ・病状が安定している上で看護や介護、リハビリテーション等を必要とする方に対し医療と福祉サービスを提供する施設です。
- ・日常生活に必要な食事や入浴、排泄等の介助、医学管理のもとリハビリテーションを提供します。

●やすらぎ苑の特徴

- ・ご家庭の延長のようにゆったりとくつろいだ時間を過ごし、専門スタッフと一緒に心と身体のリハビリテーションに取り組んでいただきます。
- ・規則正しい生活の中、バランスのとれた食事、リハビリテーションやレクリエーションへの参加による機能の回復を目的としています。

●サービス利用の対象となる方

- ・要介護認定1～5を受けている方
- ・入院先の医療機関から退院指示が出ているが、現在の状態では在宅復帰に不安を感じている方
- ・病状が安定しており、入院加療や継続通院を必要としない方
- ・介護者の休息、ご本人のリハビリテーションを目的とする方

●利用までの流れ

○問い合わせ



- ・まずはお気軽にお問い合わせください。
- ・支援相談員が説明させていただきます。

○書類提出

- ・利用申込書、介護サービス共通健康診断書、
その他必要な書類をご準備ください。

○判定会議

- ・専門スタッフが利用の可否について判定します。

○結果連絡

- ・判定結果を連絡します。
- ・ベッドがご用意でき次第、入所日を決めさせていただきます。

○利用開始



●入所にあたって

○サービスの概要

- ・入所者様の心身の状態やニーズに合わせて施設ケアプランを作成します。
- ・残存機能の維持向上のため、ベッドからできる限り離れた生活をお送りいただき、できることはご自身で行っていただきます。

○健康管理・診察等について

- ・看護職員によるバイタルチェックや全身状態の観察、施設長による診察を行います。
- ・施設長の診察により、専門医の診察が必要と判断した場合や定期受診が必要な方は、京都田辺中央病院の外来診察を受けていただきます。
- ・外来診察時の費用は下記のとおりです。
 - ・医療保険で算定可能なもの：自己負担となります。（定められた一部負担金）
 - ・医療保険で算定不可能なもの：やすらぎ苑が負担します。



○お薬について

- ・入所時にできれば1ヶ月分をご用意ください。
- ・以降はやすらぎ苑にて定期処方を行います。
- ・退所時には、数日分のお薬をお渡しします。

○リハビリテーションについて

- ・対象の方には、短期集中リハビリテーション（1日20分、週3回以上、90日間限定）をお受けいただくことができます。
- ・上記以外の方には、1回20分、週3回の個別リハビリテーションを提供させていただきます。
- ・その他、ゲームや体操、介護職員が提供するレクリエーション等がございます。
- ・リハビリ内容や回数については、本人様の状態に応じて入所後に決定いたします。

○食事について

- ・本人様の病状や嚥下状態に応じて、粥やキザミ、ゼリー等の提供内容を検討いたします。
- ・治療食（糖尿病食、塩分制限食、貧血食等）の対応も行います。
- ・おやつは毎日15時に提供いたします。

○身体拘束について

- ・ベッド周囲を柵でおおう4点柵、鍵付き（つなぎ）服を利用する、車いす座位時にベルトで固定する等の身体を拘束する行為は行いません。

○入所期間・相談支援について

- ・介護老人保健施設は、在宅復帰をお手伝いする施設であり、終身の施設ではありません。
- ・在宅復帰に向けて在宅ケアマネジャー等と連携し、生活全般にわたる相談を行います。



●生活について

- 日中は服でお過ごしいただきます。
- エレベーターにおひとりでは乗れません。

○入浴・洗濯について

- ・入浴は週2回です。
- ・衣類等の準備や洗濯物の取り替えは家族様でお願いいたします。
- ・家族様での対応が困難な場合は、洗濯業者(有料)の紹介を行います。

○面会・外出・外泊について

- ・面会時間は9:00～19:00です。1階事務所にある面会カードに必要事項をご記入ください。
- ・外出・外泊は各フロア詰所の「外出・外泊届」にご記入の上、お出かけください。
→現在、感染予防の観点により、面会や外出・外泊に制限を設けています。随時感染状況に応じて対応しておりますので、詳細につきましては、直接お問い合わせください。

○現金・貴重品について

- ・紛失の恐れがありますので、お持ちいただきたいようお願いいたします。

○理美容について

- ・毎月第1水曜に訪問理美容『髪や』さんが来苑されます。
- ・1階事務所に申込用紙がございます。必要事項を記入の上、現金を添えてお申込みください。

○歯科について

- ・協力歯科医院が訪問診療に来苑されます。
- ・診療希望の際は、1階事務所にご相談ください。



●相談窓口

- ・支援相談員又はケアマネジャーにお声かけください。

受付時間

平日・土曜 8時30分～17時00分

- ・上記時間外、日曜祝日、年末年始は休みです。
- ・保険者証や書類等の提出、訪問理美容等の申込みは受付時間内にお願いします。
- ・京都府介護サービス情報公表システムでもやすらぎ苑の情報をご覧いただくことができます。

●支払いについて

- ・利用料等の請求は、月末締め、翌月10日に請求書をお渡しします。
- ・現金払い、銀行振込、口座振替のいずれかでお支払いください。
- ・現金払いの場合は、受付時間内にお支払いをお願いします。

受付時間

平日・土曜 9時00分～17時00分

●1日の生活（目安）

- 6:00 起床
- 6:30 着替え、洗面、口腔ケア
- 7:30 朝食
- 9:00 入浴（各フロア お部屋によって曜日が異なります）
- 10:30 リハビリテーション・レクリエーション等
- 12:00 昼食
- 14:00 レクリエーション等
- 15:00 おやつ
- 16:45 体操・カラオケ等
- 18:00 夕食
- 19:30 着替え、洗面、口腔ケア
- 21:00 消灯



●行事について

○年間行事

- ・納涼祭やクリスマス会等、1年を通じてさまざまな行事を催しています。

○お誕生会（毎月第3水曜）

○おやつパーティー（毎月第2水曜）

- ・季節にあったおやつを皆さんといっしょに作ります。

○おやつバイキング（毎月第1土曜）

○外出レクリエーション

- ・スタッフと一緒にお花見やお買い物、喫茶店等にお出かけします。



○その他ボランティアさんによる催しもございます。

→現在、感染予防の観点により、実施を見合せているものもございます。随時感染状況に応じて対応しておりますので、詳細につきましては、直接お問い合わせください。

●入所時の持ち物

★必要な物

保険証類

- 介護保険被保険者証
- 介護保険負担割合証
- 介護保険負担限度額認定証（お持ちの方のみ）
- 医療保険証
- 医療標準負担額減額認定証（お持ちの方のみ）
- 身体障害者手帳（お持ちの方のみ）
- その他、公費負担医療の証

認印（京田辺市に住所のある方のみ）

金融機関のお届け印（口座振替希望の方のみ）

内服中のお薬

残薬をお持ちください。

目薬や湿布等、外用薬もお持ちください。

<input type="checkbox"/> リハビリシューズ	… 1足	履きなれた靴でお越しください
<input type="checkbox"/> 下着・靴下	… 3組	着替えやすいゆとりのあるものをお選びください
<input type="checkbox"/> パジャマ	… 2組	〃
<input type="checkbox"/> 普段着（上・下）	… 3組	〃 カーディガン等、はおれるものもご用意ください
<input type="checkbox"/> 入浴時の荷物袋 	… 3枚	着替えが入る大きめの袋 (1階事務所にて150円で販売しています)
<input type="checkbox"/> 洗濯物入れ	… 1つ	フタ付バケツ（15～20リットル位） (入浴日以外の汚れものや濡れた衣類を入れておきます)
<input type="checkbox"/> 保湿剤	… 1つ	お肌が乾燥しやすいため入浴後等に塗布します
<input type="checkbox"/> 箱ティッシュ	… 1箱	

* 上記枚数は、1週間に2回洗濯される場合の目安です。

1回の入浴につき、靴下・肌着・普段着上下を1枚ずつ使用します。

状況に応じて必要枚数をご用意ください。

★必要な方のみ

<input type="checkbox"/> 杖・押し車	
<input type="checkbox"/> 車いすに敷く座布団	
<input type="checkbox"/> 入れ歯	(フタ付ケース・洗浄剤・入れ歯用ブラシ)
<input type="checkbox"/> 電気かみそり（充電器含）	
<input type="checkbox"/> 眼鏡・補聴器（電池含）	
<input type="checkbox"/> 洗面用具	歯ブラシ、歯磨き粉、うがい用コップ（割れない素材）、くし
<input type="checkbox"/> 夜間用の飲み物入	ふた付きストローコップ、吸い飲み等 (乾燥機対応可能なものをご用意ください)

* 排泄用品（紙おむつ、パッド、おしりふき等）は当施設でご用意いたします。

* すべての持ち物に必ず名前を**フルネーム**でご記入ください。

* 季節の変わり目には衣替えをお願いします。

* 消耗品に関しては隨時、補充をお願いします。

* 歯ブラシは月1回新しいものに交換をお願いします。

* 現金・貴重品はお持ちいただかないようお願いします。

医療介護支援センターのご案内

患者様やご家族の方々にお気軽に相談して
いただくための総合的な相談窓口です。

【医療介護相談室】

- ・他病院・他施設・在宅等からの入院・入所相談
- ・申請援助（身体障害者手帳・自立支援医療・特定疾患など）
- ・医療費や生活費など経済的な問題
- ・治療や入院生活に対する不安
- ・苦情に関する事
- ・よりよい生活のための援助
- ・在宅への退院に関する相談
- ・虐待に関すること（児童・高齢者・未然防止など）
- ・他病院への転院、施設入所等の援助 など

■ 社会福祉士が対応させて頂きます。

京都田辺中央病院	1階	医療介護支援センター内	(0774-63-1111)
京都田辺記念病院	1階	医療介護相談室内	(0774-63-1112)
同志社山手病院	1階	事務所内	(0774-63-1113)
やすらぎ苑	1階	事務所内	(0774-62-7722)

【居宅介護支援センター】

- ・介護保険サービスの利用方法の説明や助言
- ・介護保険サービスの利用申請手続きの代行
- ・ケアプランの作成

■ ケアマネジャーにご相談ください。

京都田辺中央病院	1階	医療介護支援センター内	(0774-63-1111)
----------	----	-------------	----------------

【医療安全管理室】

外来診療における医療安全に関すること
入院療養における医療安全に関すること など

■ 医療安全管理者が対応させて頂きます。

京都田辺中央病院	1階	医療介護支援センター内	(0774-63-1111)
京都田辺記念病院	1階	医療介護相談室内	(0774-63-1112)

※相談内容については秘密厳守です。外部に漏れる心配はありません。

お気軽にご相談をお待ちしております。

2020.11.1

医療法人社団 石鎚会 介護老人保健施設やすらぎ苑
介護老人保健施設 利用料金等一覧(1日あたり)

別紙利用料金表(令和5年10月改定)

個室	利用料(単位)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	備考		
一入四層八部屋	利用料(単位)	756単位	828単位	890単位	946単位	1, 003単位			
	利用料	備考							
	初期加算	30単位	入所日から30日以内に限る						
	サービス提供体制強化加算	(I) 22単位	介護職員のうち介護福祉士を80%以上配置している場合						
	夜勤職員配置加算	24単位	夜勤職員(やすらぎ苑では看護・介護職員5名以上)を配置している場合						
	科学的介護促進体制加算	(I) 40単位	入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他入所者の心身の状況に係る基本的な情報を厚生労働省に提出している場合						
		(II) 60単位	(I)に加えて疾病状況や服薬情報を厚生労働省に提出している場合						
	口腔衛生管理加算	(I) 90単位	入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行った場合						
		(II) 110単位	(I)に加えて情報を厚生労働省に提出している場合						
	療養食加算	6単位	医師の食事せんに基づく特別食の場合(1食につき)						
	栄養マネジメント強化加算	11単位	低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、食事の観察(ミールラウンド)を週3回以上行い入所者ごとの栄養状態・嗜好などをふまえた食事の調整等を実施し、且つ入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出している場合						
	再入所時栄養連携加算	200単位	入所者が医療機関に入院し、入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となり、調整を行った場合						
	短期集中リハビリテーション実施加算	240単位	入所日から3ヶ月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合						
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算	240単位	認知症の診断を受け、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された利用者に対して、医師または医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士、または言語聴覚士が、集中的なリハビリテーションを個別に実施した場合						
	リハビリテーションマネジメント計画書情報加算	33単位	医師・理学療法士等が共同し、継続的にリハビリテーションの質を管理し、且つ入所者ごとのリハビリテーション実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出している場合(1ヶ月につき)						
	所定疾患施設療養費	(I) 239単位	肺炎、尿路感染症又は帶状疱疹、蜂窓織炎について、投薬、検査、注射、処置等を行った場合						
		(II) 480単位	(I)に加えて医師が感染症対策に関する研修を受講している場合						
	褥瘡マネジメント加算	(I) 3単位	入所者の褥瘡発生予防するため、定期的な評価を実施し、計画的に管理した場合(3ヶ月に1回)						
		(II) 13単位	(I)に加えてリスクありと評価された入所者に褥瘡の発生がなかった場合						
	排せつ支援加算	(I) 10単位	入所時に医師又は看護師が評価、6か月毎に評価の見直しを行い、多職種で支援計画を作成し、3か月毎に計画を見直した場合						
		(II) 15単位	(I)に加えて入所時に比べて排尿排便状態の一方が改善し、いずれも悪化がない場合。又は、おむつ使用ありからなしに改善した場合						
		(III) 20単位	(I)に加えて入所時に比べて排尿排便状態の一方が改善し、いずれも悪化がない場合。かつ、おむつ使用ありからなしに改善した場合						
	入所前後訪問指導加算	(II) 480単位	入所前後に入所者の居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定にあたり、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合						
	試行的退所時指導加算	400単位	居宅や社会福祉施設等(病院、診療所、介護保険施設を除く)への退所時に、入所者及びその家族等に対して、退所後の療養上の指導を行った場合						
	退所時情報提供加算	500単位	居宅や社会福祉施設等(病院、診療所、介護保険施設を除く)への退所時に、退所後の主治医に対して、診療状況を示す文書を添えて紹介を行った場合						
	入退所前連携加算	(I) 600単位	(II)に加えて入所前後30日以内に居宅介護支援事業者と連携した場合						
		(II) 400単位	居宅への退所時に、居宅介護支援事業者に対して、診療状況を示す文書を添えて必要な情報を提供し、かつ、居宅介護支援事業者と連携して居宅サービスの利用に関する調整を行った場合						
	訪問看護指示加算	300単位	居宅への退所時に、訪問看護ステーションに対して、訪問看護指示書を交付した場合						
	かかりつけ医連携薬剤調整加算	(I) 100単位	多剤投薬されている入所者の処方方針をかかりつけ医と連携し、減薬した場合						
		(II) 240単位	(I)に加えて情報を厚生労働省に提出している場合						
		(III) 100単位	(II)に加えて退所時の処方薬が入所時に比べて1種類以上減少した場合						
	ターミナルケア加算	80単位	死亡日以前31日以上45日以下で看取りの対応を行った場合						
		160単位	死亡日以前4日以上30日以下で看取りの対応を行った場合						
		820単位	死亡日前日及び前々日で看取りの対応を行った場合						
		1, 650単位	死亡日当日に看取りの対応を行った場合						
	経口維持加算	(I) 400単位	摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対し多職種が共同して栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、経口摂取を進めるための経口維持計画を作成し、それに従い管理栄養士が栄養管理を行った場合(1ヶ月につき)						
		(II) 100単位	(I)を算定している場合であって、食事の観察及び会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合(1ヶ月につき)						
	経口移行加算	28単位	経管により食事を摂取している場合であって、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を行った場合						
	安全対策体制加算	20単位	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合						
	地域連携診療計画情報提供加算	300単位	保険医療機関を退院した入所者に対して、診療計画に基づき治療等を行い、退院した翌月までに地域連携診療計画管理制度を算定する病院に診療情報を文書により提供した場合						
	認知症行動・心理症状緊急対応加算	200単位	医師が認知症の行動・心理症状を認め、在宅での生活が困難であり、緊急に入所サービスが必要であると判断した者に対して、サービスを行った場合						
	認知症情報提供加算	350単位	医師が認知症のおそれがあると判断した者を、認知症疾患医療センター等へ紹介を行った場合						
	緊急時治療管理	518単位	入所者の病状が重篤となり、救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行った場合						
	算定	外泊時費用	362単位	1ヶ月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき算定					

上記サービス費に対して「介護職員処遇改善加算Ⅰ」3.9%、「介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)」2.1%、さらに「介護職員等ベースアップ等支援加算」0.8%が上乗せされます。

上記すべての合計単位数に、10.27(地域区分6級地)を掛けた額の介護保険負担割合証に記載された割合が入所者負担額になります。

食 費	1日につき	1, 750円	
		入所者負担 第3段階② 1, 360円	負担限度額認定の申請が必要です
		入所者負担 第3段階① 650円	
		入所者負担 第2段階 390円	
		入所者負担 第1段階 300円	
居 住 費	二人部屋、四人部屋 1日につき	600円	
		入所者負担 第3段階 370円	負担限度額認定の申請が必要です
		入所者負担 第2段階 370円	
		入所者負担 第1段階 0円	
	個室 1日につき	1, 820円	
		入所者負担 第3段階 1,310円	負担限度額認定の申請が必要です
		入所者負担 第2段階 490円	
		入所者負担 第1段階 490円	

利用料(実費)

お や つ 代	1日につき	150円	
室 料	1日につき	3,300円	個室利用の場合(内税300円)
		1,650円	二人部屋利用の場合 (内税150円)
診 断 書 料	1通につき	2, 750円～	
文 書 料	1通につき	2, 750円	(内税250円)
洗 灌 代	1袋につき	550円	希望の場合 衣類・肌着等(内税50円)
レクリエーション費	1回につき	実費	その都度説明し同意を得たもの

施設介護サービス費の入所者負担上限額(高額介護サービス費を利用した場合／月額)

利用者負担段階	利用者負担上限額
第1段階	15, 000円
第2段階	15, 000円 24, 600円
第3段階	24, 600円
第4段階	44, 400円
第5段階	93, 000円
第6段階	140, 100円

☆加算料金は、入所者によって異なります。

☆詳細は、やすらぎ苑にお問い合わせください。

案内図



交通アクセス



電車でお越しの方

「近鉄三山木」駅および「JR三山木」駅からバスで約9分
「同志社山手東」バス停より徒歩1分



お車でお越しの方

京奈和自動車道「田辺西IC」より7分(山手幹線を南進)



医療法人社団 石鎚会

介護老人保健施設やすらぎ苑

〒610-0315

京都府京田辺市同志社山手2丁目2番

[tel] 0774-62-7722